

第5回 納税環境整備小委員会 議事要旨

日時：平成22年4月5日（月）17時15分～

場所：財務省内 国際会議室（4F）

出席委員：三木座長、関口委員、辻山委員、中里委員、
上西特別委員、占部特別委員、小幡特別委員、志賀特別委員
（税制調査会委員の峰崎財務副大臣（納税環境整備PT座長）、小川総務政務官及び専門家委員会の神野委員長が出席）

議題：番号制度についてヒアリング（財務省、総務省（自治税務局）、厚生労働省、総務省（自治行政局）、内閣官房）

議事内容：

○(1)財務省主税局、(2)総務省自治税務局、(3)厚生労働省社会保障担当、(4)総務省自治行政局及び(5)内閣官房IT担当室から、提出された資料に沿って順次説明があり、その後一括して質疑・議論が行われた。

○委員等から出された主な質問・意見は以下のとおり。

- ・ 番号制度についてe-TaxやeLTAxといった電子行政との関係ではどういった議論があるか。
- ・ 番号制度について、消費税のインボイスの動向とからめた議論はあるか。
- ・ グリーンカードを導入しようとした時は、「所得の多い者＝資産家＝資産性所得が多い」ということで、その名寄せをきちんとやろうとしていたが、今の世界の現状では、資産性所得は逃げ足が速く、二元的所得税といった話にもなっており、当時とイメージのギャップがある。そこは考えていく必要がないか。
- ・ 税務行政の効率化だけでなく、福祉の給付と連動させるなど、国民に対して目に見えるメリットがないと、今、この時期に番号制度を導入することについて国民の納得は得られないのではないか。
- ・ ヨーロッパに視察に行って感じたことだが、納税者番号制度という名前では導入はなかなか難しく、社会サービス番号とか、魅力的な名前がつけられているようだ。また、国民の利便性が向上するということで、国民に受け入れられやすくなっているようだ。
- ・ 調書の提出者に中小企業が多いことを踏まえると、番号は絶対に見えるものである必要があると考える。
- ・ 税務で用いる番号は、「民一民」で使えなければならないということは、番号制度全体を統合するときの障害要素となるのか。また、「民一民」の取引を見えない形で処理していくことは、コストの問題は別として、可能か。
- ・ 税務で使う番号は見えないと困るが、番号は見えてもセキュリティは大丈夫ということではできないのか。
- ・ 住民票コードを番号制度に活かさないのは何が制約になっているのか。民間利用などが法律で禁止されているが、これを変えれば、すぐに活用できるようになるのか。
- ・ 効率性の観点からは、住民票コードを使うのは魅力的。ただし、住基導入のときには、そのうち納税者番号に使うのではないかなど、いろいろな反対があった。また、自分のアイデンティティとして、11桁の番号を常に書かせられることに対する反

発もある。最高裁で合憲判決もでたことから、その点は払拭できたかなとも思うが、住民票コードを使うことについては、いろいろな意見があるのではないかな。

- ・ 番号の対象となる情報の範囲には、税務調査等により収集される「資料せん」や税務署が納税者に送付する「お尋ね」も入るのか、それとも法定調書という形で範囲が特定されると考えてよいのか。
 - ・ 法定調書は、「支払を受ける者」欄と「支払者」欄に番号が記載されるというイメージでよいのか。
 - ・ 現行の法定調書制度は、手書きの世界を前提として制度設計されており、番号導入後は、法定調書の範囲や提出基準金額の見直しが必要となってくると思われるが、検討しているのか。
 - ・ 提出された法定調書は確定申告書と突合しているのか。
 - ・ 番号を付けても、プライバシーの問題もあり、集められる情報の種類が限られると、できることが限られてしまう。あまり零細な人に厳しすぎるのはどうかと思うが、特に事業所得については、法定調書の範囲をある程度拡大していくことと併せて、帳簿の義務等をある程度拡大していく必要があるのではないかな。
 - ・ 給付付き税額控除や、税・社会保障の連携を検討する際には、所得が低い人の情報や、所得が低くても財産がある人、親から多額の贈与や非課税所得を得ている人の情報も必要となってくると考えられるが、番号が入れば何とかできるのか。
 - ・ 諸外国においては、預貯金口座開設に調書を求めている国もあるが、日本には銀行口座数が9億くらいあることを考えると、金融資産の把握のために調書を導入することについては膨大なコストと時間が予想され、政治的にも重い判断が必要。ただ、事業所得者について、金融資産がどう蓄積されるかを通じ、一定の所得把握ができるとも聞いており、検討する必要はあるのではないかな。
 - ・ 法定調書の範囲を広げるかどうか、番号を作るときのポイントになるのではないかな。
-
- ・ 同一の見える番号を利用するデンマーク型とオーストリア型とでは、使い勝手の良さ、プライバシーの問題、コスト、民一民利用の制約など、メリット、デメリットがあると思うが、これらのかねあいはどうなのか。
 - ・ 国民には、番号が一元化されるとデータも一元化され、一つ関門を破られたらすべての情報が流出してしまうのではないかなという素朴な不安感がある。番号の一元化と、蓄積されたデータの一元化とは全然別物であることを早い段階から周知していった方がよいのではないかな。
-
- ・ 法人等にも番号を付すべきではないか。そうしないと、取引の動きのところでは、番号から番号へという動きと、そうでない場合があるということになってしまうのではないかな。
 - ・ 法人への付番について、本店に一つだけ付番し、重複付番を避けるべきという意見と、実務上の要請から本店以外の事業所単位での付番が必要という意見があるが、どのように検討しているのか。

○次回は、4月13日（火）10時より、主要項目の検討として、納税者権利憲章（仮称）の制定について議論を行うこととされた。

以上